

確定申告

=申告は、正しくお早めに=

2.17^月 → 3.17^月

(午前9時から午後4時)

※土曜日・日曜日は除く

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署

☎ (0532) 52局6201

▶ 税務課

☎ 23局3509

FAX 23局0180

所得税

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる国
の税金です。

復興特別

所得税

平成25年分から平成49年
分までの各年分の基準所得税
額に21%の税率を乗じて計
算します。

平成25年1月1日から平成
49年12月31日までの間に生ず
る所得については、源泉所得税
の徴収の際

に復興特
別所得税
が併せて
徴収されて
います。



《確定申告が必要な方》

- ① 事業所得や不動産所得のあつた方、公的年金等の収入金額が400万円を超えた方、公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、その他の所得が20万円を超えた方、土地や建物を売った方、源泉徴収有りの特定口座以外で株式等を譲渡し利益があつた方などのうち、平成25年中の所得が所得控除の合計額を超えた方
 - ② サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方
- ① 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印） ② 申告書（届いた方） ③ 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など） ④ 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて）
- ⑤ 収支内訳書（営業・農業・不動産、

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合

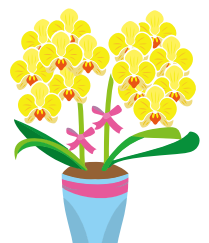
- には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつていることがあり、確定申告をすることで還付を受けることができます。
- ① サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合
 - ② 医療費を多く支払った場合（医療費控除）
 - ③ マイホームを住宅ローンなどの借入で取得した場合（住宅借入金等特別控除）
 - ④ 災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
 - ⑤ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなつた場合



※①・②は、2月3日（月）から豊

《申告書は自分で記入を》

橋税務署お
よび市役所
税務課で還
付申告を受
け付けてい
ます。



申告書の記入は難しいものではありません。ご自身の税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からも作成できます。また、e-Tax^{インターネット}による電子申告もご利用いただけます。

《休日における確定申告の受付》

豊橋税務署では、申告期間中の休日（2日間）に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

- 日時 2月23日（日）・3月2日（日） 午前9時～午後5時（混雑などの状況により受付終了時刻が早まる場合があります）
- 場所 豊橋税務署（豊橋合同庁舎内）

《その他の申告について》

豊橋税務署では、個人事業者の消費税および地方消費税の申告を3月31日（月）、贈与税の申告を3月17日（月）まで受け付けています。※詳しくはお問い合わせください。

▼ 豊橋税務署

☎ (0532) 52局6201